

令和7年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用した県産かんきつファンづくり事業委託業務

2 委託業務の目的

「かんきつ王国えひめ」の県内外での更なる認知獲得を目指し、令和6年度に制作した旬の愛媛県産かんきつを月ごとに紹介するPRソング・動画「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を視聴いただき認知度アップを図るとともに、SNS等での情報拡散や、テレビ、新聞、情報誌などのメディアでも取り上げてもらえるような「話題性のある」かつ「映えやすい」デジタルの取り組みやリアルイベント等（以下、「イベント等」という。）を実施する。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

① 認知度アップ業務

（ア）実施内容

かんきつの旬の時期を認知してもらうため、「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」の5バージョンを旬の時期ごとに視聴いただくとともに、視聴者の話題に上がる施策を実施すること。

例）・デジタル広告の活用

- ・SNSを活用した情報発信（インスタグラマーの起用など）
- ・メディアを活用した情報発信（テレビ・新聞・ラジオなど）
- ・その他

（イ）ターゲット

愛媛県民

（ウ）留意事項

県民による自発的なTikTokやInstagramへの投稿やフォローなど、「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」YouTube動画の視聴者数や認知度の増加につなげる取組みとすること。

② イベント等実施業務

（ア）実施内容

「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」を活用しながら、SNSやメディアで取り上げてもらえるような発信力のあるイベント等を県内外で実施すること。

なお、イベント等については、「世界初」「国内最大」「ギネス記録級」などの「話題性のある」かつ「映えやすい」内容とすることとし、バーチャルのみでの実施も可とする。

（イ）実施回数・時期

実施回数は3回以上とし、うち2回は以下の時期に実施すること。

ただし、実施するイベント等の内容は、それぞれ異なるものでも可とする。

- ・紅まどんな 11月下旬～12月
- ・紅かんぺい 2月

(ウ) ターゲット層

若年層（概ね 30 歳代まで）

(エ) 留意事項

・県内外の多くの方に愛媛県産かんきつ各品種の旬の時期を認知してもらうため、「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」の歌及び踊りを効果的に活用した提案とすること。

・当機構が管理している「愛媛かんきつ部」のウェブサイト※¹やInstagram※²の PR・フォローにつながる仕組みを提言し、その効果を測定すること。

※1 <https://www.kankitsu.aifood.jp>

※2 https://www.instagram.com/ehime.kankitsu_club/

・2月に実施するイベント等には、「えひめ愛ある食の市」（2月の毎週土曜日に松山市大街道商店街で実施、<https://foodiscovery.jp/>）と連携した提案とすること。

【「愛媛のかんきつ旬！旬！音頭」の概要】

- 愛媛県公式 YouTube チャンネルに掲載。
- 尺 各月バージョン：37 秒、フルバージョン：1 分 57 秒
- 歌は、本県出身の歌手である水樹奈々さんが協力（動画では、水樹奈々さんが「かんきつの妖精」として登場）。

《11・12 月バージョン》

みかん・紅まどんな

<https://youtu.be/mbeq97QepBs>



《2 月バージョン》

せとか・紅かんぺい

<https://youtu.be/VL8qqdtcsfI>



《4 月バージョン》

清見・カラマンダリン

<https://youtu.be/LHRIRC0sc-s>



《1 月バージョン》

いよかん・ポンカン

https://youtu.be/1jPRB_gApks



《3 月バージョン》

紅プリンセス・デコポン

<https://youtu.be/Vs00oU15qvg>



《フルバージョン》

<https://youtu.be/Y6pxW22b07U>



5 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、下記協議先と十分な協議を行いながら進めること。
- (2) 事業内容が仕様書の内容に該当するかどうか等の疑義が生じた場合には、必ず下記協議先に連絡し、了解を得たうえで実施すること。
- (3) 業務は、本仕様書に基づき実施することはもとより、契約書記載の金額内で実施するものであり、それを超える内容に関する個別の案件には対応しない。

6 協議先

えひめ愛フード推進機構事務局

連絡先：089-912-2569